

議案第14号

おいらせ町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年おいらせ町条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月4日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）の公布に伴い、引用条項の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年おいらせ町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第9条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第42条第3項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第43条第2項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。